

1. インボイス制度により影響を受ける免税事業者

インボイス制度が導入されることで、大きな影響を受けるのは免税事業者です。免税事業者とは、消費税の課税期間に係る基準期間において、課税売上高が 1,000 万円に満たない事業者のことをさします。

消費税の納税が免除されている免税事業者ですが、申請することで課税事業者となることが可能です。

2. 免税事業者に不利だとされる理由（デメリット）

免税事業者はこれまで売上高が課税期間に係る基準期間が 1,000 万円に満たない限り、消費税の納税が免除されてきました。しかし、インボイス制度の導入以降は、適格請求書が発行できないためにこれまで得られたメリットはなくなってしまいます。

● 課税事業者になると消費税の納税義務が発生する

課税事業者になれば当然消費税を納めなければならなくなります。これまで免税事業者としては必要がなかった消費税の計算や申告、そして納税といった作業をおこなわなければいけません。

これまでは免除されていた消費税を、今後は納める必要がありますので、売上が少なかった事業者にとっては大きな負担となる可能性があります。

3. 免税事業者がとるべき対応

インボイス制度の導入にともない、免税事業者がとれる選択肢は限られます。

① 免税事業者のままにいる

インボイス制度が導入されても、免税事業者のままにいることは可能です。これまで通り、消費税を計算する必要はありません。よって消費税の納税も免除されます。

② 課税事業者に切り替える

免税事業者が課税事業者に切り替えれば、消費税の計算や申告、納税といった作業は必要になりますが、インボイス制度の導入による影響は最小限にできます。

4. 免税事業者が課税事業者になるために必要なこと

免税事業者が課税事業者になるためには、適格請求書発行業者登録をおこなう必要があります。登録の申請は既に始まっていますが、実際にインボイス制度が導入されるのは 2023 年の 10 月からです。申請が認められるまでの時間がかかるようですので、余裕を持って手続きをおこないましょう。

5. 免税事業者でいるかどうかを検討しましょう

多くの免税事業者にとって、インボイス制度の導入は不利に働いてしまうでしょう。免税事業者は、このままにいるか課税事業者になるのかを検討しましょう。